

『平成22年度 活動報告』

1. 起業啓発支援事業

(1) 起業セミナー

- ・平成22年11月13日(土)に『第8回 起業セミナー』を開催した。
- ・前原暫定集会施設を会場に11名の参加を受けた。
- ・赤字にならない、法人か個人か、などについて、どのような業種にも対応できるように実践経験を織り交ぜながら分かりやすく説明するセミナーとした。

(2) 無料起業相談

- ・カッセ事務所にて『起業・就業無料相談窓口』を開設し、チラシやホームページ等での広報や小金井市経済課からの紹介により、起業に関する相談を受けている。
- ・昨年度は6件の相談があり、うち1件はNPOを設立、もう1件は法人を設立し開業した。

(3) 市民起業支援事業 【小金井市経済課からの受託事業】

- ・起業セミナーや起業相談から一步進んだ起業支援事業として、ゆめサポ(あなたの夢をサポートします)塾を企画、運営した。受講対象者のスキルにあわせてベーシックコース、アドバンスコースを設定し、昨年8月に起業希望者を公募し、10月～平成22年2月に渡り実施した。
- ・ベーシックコースは10講座(出店体験、振り返り、交流会なども実施)、アドバンスコースは各人3クール(1クールは9時～17時/日×3日)に加えてモニタリング、アセスメント、セミナーなどを行った。受講者は、ベーシックコース8名、アドバンスコース3名で、このうち4名がさまざまな形で出店している。
- ・本事業を通じて、起業に向けた受講者間の交流も進み、主旨に賛同した市民との協力関係を形成するなど、大きな成果を得た。

2. 人材交流事業

(1) コミュニティスクール事業

- ・小金井市生涯学習課からの委託である12講座を含む「小金井コミュニティスクール」を企画運営した。ゆめサポ塾受講生から講師となった方もおり、のべ270講座に約1,300名の参加を得た。0～1歳児とその保護者を対象とした講座に人気があった。
- ・本事業は、生涯学習課からの予算が終了となったため、いったん中止することとなった。

3. 地域活性化事業

(1) 小金井市商店街活性化サポート事業 【小金井市経済課からの受託事業】

- ・市内商店街の活性化をつうじて小金井のまち全体を元気にという目的の事業で、市内 17 商店会に働きかけ、イベント支援、商店街に対する消費者の意見やイメージなどの情報収集等、取り組みに対する提案などを実施した。
- ・緊急雇用創出事業として雇用した失業者との連携、協力関係の構築とともに、商店会役員の方々などとの交流にもつながっている事業である。

(2) 小金井くらしの便利帳「ちょいナビ」作成

- ・小金井市商工会が作成、発行した「ちょいナビ」について、商店街等の個店情報の収集および編集協力の業務を実施した。

4. 新規事業の具体的な検討

- ・商店街活性化サポート事業を実施するなかで、小金井市商工会と連携した新規事業を検討し、事業提案を行い、今後の自主事業の確立に向けた足がかりをつけた。

5. その他の取り組み

- ・『小金井NPO法人連絡会』の活動に参加し、小金井市の「協働の推進」において一定の役割を果たした。

『平成23年度 活動計画（案）』

1. 起業の啓発・支援事業

(1) 起業セミナー

- ・起業や経営に関する無料の起業セミナーを、年間3回程度開催する。
- ・平成23年度は、さらに分かりやすく、理解しやすいセミナーの設定を目指し、小金井在住のシニアや小金井で活動する女性など、地域ニーズに対応したセミナーを開催していきます。

(2) 無料起業相談

- ・今年度も引き続き『起業・就業無料相談窓口』を、事務所を積極的に活用しながら開設する。
- ・チラシ、ホームページ等での広報や経済課からの紹介で相談を受ける（予約制）。

(3) 市民起業支援事業（ゆめサポ塾の発展型事業）

- ・昨年度まで行っていた『ゆめサポ塾』事業を自主事業として発展させ、企画、運営をカッセ独自の体制で取り組む。
- ・運営に際しては、受講者の自主的な起業、活動につながっていくように、実践的、教育的な要素を積極的に取り入れたプログラムを設定、履行していく。

2. 地域活性化事業

(1) 小金井市商店街活性化サポート事業 【小金井市経済課からの受託事業】

- ・小金井市経済課から『小金井市商店街活性化サポート事業』を受託し、市、商工会、商店会連合会などと連携しながら、引き続き市内の商業振興、まちの活性化支援を行う。

(2) 「(仮称)夜のスタンプラリー事業」の支援

- ・小金井市商工会が実施する「(仮称)夜のスタンプラリー事業」の実行委員会に参加し、企画、運営等の支援を行う。

(3) 商店街事務代行事業

- ・市内商店会が取り組む補助事業の申請手続きの代行を行う。

3. 人材交流事業

(1) 勉強会の開催

- ・カッセが持つ人的なネットワークを活かし、市内外で活動、起業している方々からの情報提供とあわせてフリーディスカッションを行う勉強会の企画、開催を進める。

- ・企画、運営に際しては、多様な人材の交流、他団体との共同企画、連携に配慮する。

(2) 交流会・懇親会の開催

- ・多様な業種のプロを招いて、各業界の現状や問題点、課題などについて情報提供いただき、さまざまなテーマや課題解決に向けて討議していく。
- ・カッセを核とした業種間、業界間の交流の促進、また会員確保の場としても活用していく。

4. その他事業

(1) 事業の受託

- ・市内外からの事業受託、補助金、助成金の取得をめざし、あわせて人的なネットワークを活用、発展させていく取り組みにつなげていく。

(2) 会員の拡充

- ・上記一連の取り組みを市内外からの事業受託、補助金、助成金の取得をめざし、あわせて人的なネットワークを活用、発展させていく取り組みにつなげていく。

(3) 自主事業の検討、実施

- ・さまざまなテーマ、業種間の交流を促す取り組みを企画、実施をめざす。
- ・小金井市商工会などの振興活動や市内の市民活動団体と連携した取り組みを進める。

(4) その他の取り組み

- ・『小金井NPO法人連絡会』の活動に参加し、小金井市における協働、地域振興の推進に寄与する。

特定非営利活動法人カッセ KOGANEI 市民起業サポートセンター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人カッセ KOGANEI 市民起業サポートセンターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都小金井市本町六丁目5番3号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、小金井市及びその周辺地域において、広く一般市民を対象として、起業や経営の支援・地域の未来を担う人材の育成・地域資源を活かしたイベントの開催などの取り組みを行うことにより、地域課題を解決するとともに地域に住民パワーによる活力を生み出し、もって地域社会の活性化と発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

- (1) 起業の啓発・支援事業
 - ① 起業意識を啓発する講座・勉強会の実施
 - ② 経営に必要な知識を学ぶ講座・勉強会の実施
 - ③ 起業や経営についての相談の実施
 - ④ 起業志望者への事務所スペースの提供

- (2) 人材交流事業
 - ①起業者とそれをサポートする人との交流会の実施
 - ②日常的な交流の拠点となる施設の運営
- (3) 地域活性化事業
 - ①地域活性化イベントの企画・運営
 - ②地域企業・商店を対象とした経営企画の提案
- (4) 次世代育成事業
 - ①小中学生に向けた社会教育セミナーの実施
 - ②インターンシップのコーディネート
- (5) 地域及び起業に関する情報の発信事業
 - ①機関誌・書籍等の出版
 - ②ホームページの開設・運営
- (6) コミュニティビジネスやまちづくりに関する調査研究事業
- (7) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、これを拒否する正当な理由がない限り入会を承諾するものとする。
- 4 代表理事は、第2項の申込者の入会を承認しないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 会員である団体が消滅したとき
- (4) 継続して1年以上会費を納めなかったとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出することで、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を著しく傷つけるか、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の抛出金品は返還しない。

第3章 役員等

(会員種別)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事、1名以上2名以内を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、正会員の中から総会の議決によって選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。
- 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときまたは代表理事が欠けときには、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 理事の業務執行またはこの法人の財産の状況について、不正の行為または法令もしくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、これを総会または所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために、必要があるときには、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第 16 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員の補充または増員による任期途中からの役員の任期は、所定の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、第 13 条第 1 項に定める最小の役員数を欠くときには、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を越えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときには、当該役員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て当該役員を解任することが出来る。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(辞任)

第 19 条 役員は、書面での意思表示により辞任することができる。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以内の範囲において、総会の議決に基づき報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問)

第21条 この法人に、役員その他、3名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において選任する。
- 3 顧問は、理事会の諮問に答え助言を行うなど、この法人を側面から補佐する。

第4章 会 議

(種別)

第22条 この法人の会議は、総会および理事会とする。

- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画および収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員を選任、解任、職務、報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）
- (9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
 - (3) 監事が、第15条第4項第4号の規定に基づいて招集したとき

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した通知を書面または電子メールにより、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から、代表理事が指名し、選出する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。

(総会の議決)

- 第29条 総会の議決事項は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第30条 総会における各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合において、書面をもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 31 条 総会の議事については、以下の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名または記名押印する。

(理事会の構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第 33 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 34 条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第 35 条 理事会は、代表理事が招集する

- 2 理事長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した通知を、書面または電子メールにより、少なくとも開催日の 5 日前までに発信しなければならない。

(理事会の議長)

第 36 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第 37 条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議決)

第 38 条 総会の議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 39 条 理事会における各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合において、書面をもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決した正会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 40 条 理事会の議事については、以下の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数および出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名または記名押印する。

第 5 章 資産および会計

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

2 この法人の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決による。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従っておこなわなければならない。

(会計区分)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および予算)

第 46 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 47 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 48 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告および決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書に関する書類は、代表理事が事業年度終了後に速やかに作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上で、総会にて承認を得なければならない。

- 2 前項の議決を得た事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書は、前事業年度の役員名簿、役員のうちで前年に報酬を受けたものの名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内にこの法人の所轄庁に提出しなければならない。
- 3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第6章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第51条 この法人が、定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の同意を得て、かつ、法第25条第3項による軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事項により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1項の事由によりこの法人が解散するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。
 - 3 第1項第2項の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第53条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併または破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産については、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の同意を得て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 7 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 8 章 事務局

(事務局の設置および職員の任免)

第 57 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、必要に応じて事務局長および職員をおく。
- 3 事務局長および職員の任免は、代表理事が行う。

(組織および運営)

第 58 条 事務局の組織および運営に関する必要事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める

第 9 章 雑 則

(細則)

第 59 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表の通りとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 19 年 5 月 31 日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第46条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の通りとする。
- (1) 正会員（個人） 年会費 3,000円
- (2) 正会員（団体） 年会費 10,000円
- (3) 賛助会員（個人） 年会費 1口 3,000円 1口以上
- (4) 賛助会員（団体） 年会費 1口 10,000円 1口以上

別表：設立当初の役員

役 職	氏 名
代表理事	井 村 穰
副代表理事	浅 田 直 亮
	高 橋 雅 栄
理 事	黒 崎 晋 司
	平 井 亮 雄
監 事	森 反 章 夫